

空家等対策事業について

平成 29 年 3 月に策定した「宗像市空家等対策計画」に基づき、空家等対策事業を行っています。

【宗像市空家等対策計画概要版抜粋】

空家等対策の具体的な取り組み

平成 29 年度新規事業

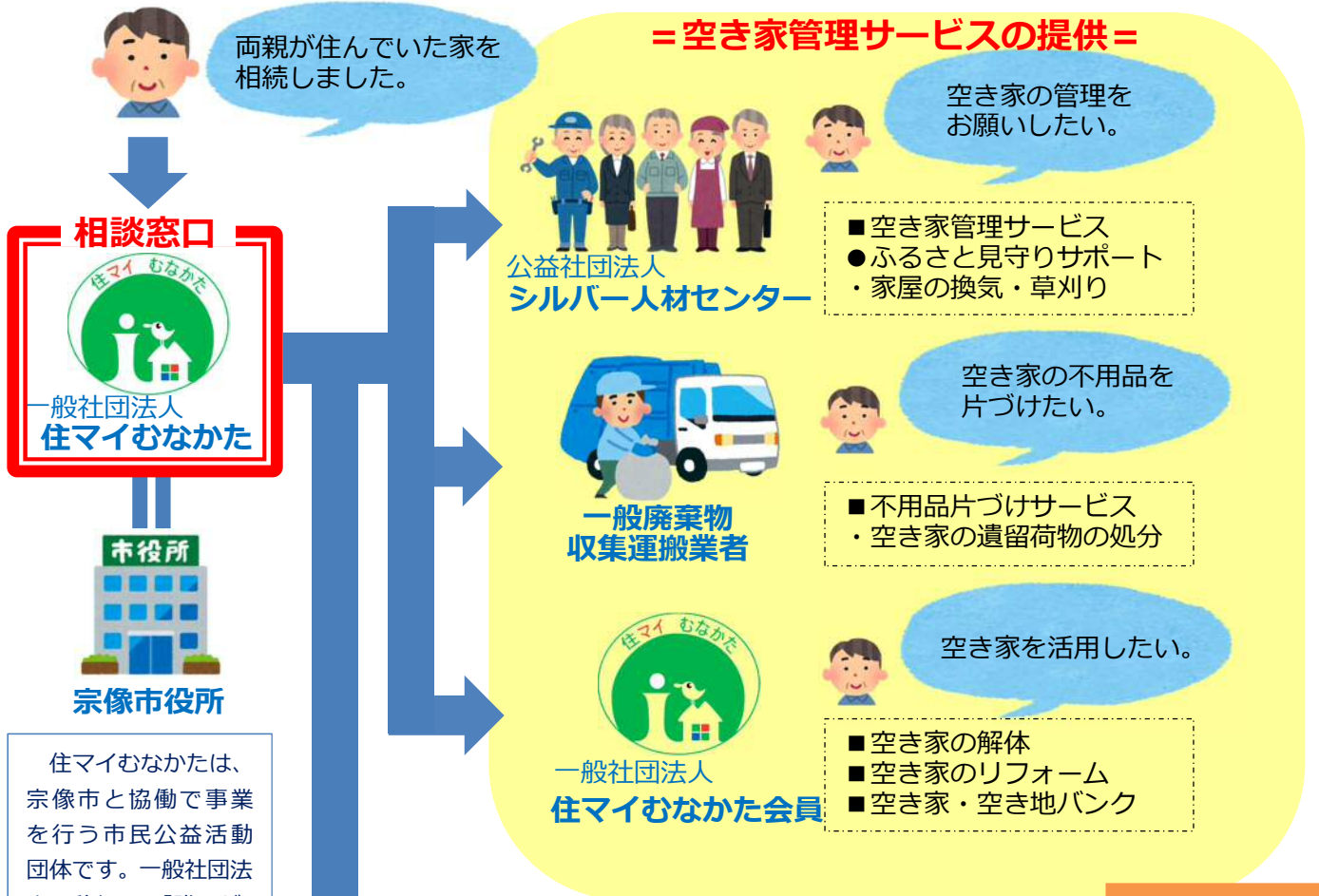


取組体制の充実

空家等対策を円滑に進めることを目的に、一般社団法人住マイむなかたと宗像市を空家等に関する総合的な相談窓口と位置づけ、互いに情報を共有し、包括的な連携を図るため各種協定を締結します。

■ 空家等の適正な管理と活用推進に関する協定

空き家の管理に留まることなく、空き家の活用等を促進するため、さまざまなメニュー（情報）を提示していきます。



■ 宗像市空家等対策推進包括連携協定

■ 空家等の活用推進に関する協定



高齢者への啓発

■目的

新たな空き家の発生を防ぐため。空家化の予防。

■概要

高齢者世帯及び施設入居（予定）者家族に対し、必要な情報提供や支援を行う。

■情報提供者

宗像市空家等対策推進包括連携協定締結機関

■提供情報

空き家管理サービス、住替え、リフォーム、売買、融資相談、相続相談

■高齢者のみ世帯住宅戸数（国勢調査調：H271001 現在）

単身世帯住宅（65 歳以上） 3,964 戸

夫婦のみ世帯住宅（一方が 65 歳以上） 5,815 戸

■関係部署

地域安全課・秘書政策課・建築課・地域包括支援センター・経営企画課



母が施設へ入所したので
住んでいた家が空き家
になりました。

施設へ入所・入院となった場合、
長期間空き家になることが予想されます。



権利関係の整理

現状に合わせた登記の変更を行いましょ。登記の変更をしないままにしておくと、当事者がいなくなるなど、後の相続人たちが苦勞することになります。

空き家は、しばらくそのままにしておきたいという人が多いですが、売却しようと思ったときには、家屋の劣化が進み、資産価値が下がってしまうことも…

時間の経過とともに
家屋は劣化します！

相続財産管理人制度活用

■ 概要

相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。）には、家庭裁判所は、申立てにより、相続財産管理人を選任します。

相続財産管理人は、被相続人（亡くなった方）の債権者等に対して被相続人の債権を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることとなります。

■ 申立人

利害関係者（被相続人の債権者）

■ 申立先

被相続人の最後の住所地の家庭裁判所

■ 申立てに必要な費用

収入印紙 800 円分、連絡用の郵便切手、官報広告料 3,775 円

■ 関係部署

地域安全課・税務課・収納課

《略式代執行後の跡地》 申立日：平成 29 年 6 月 23 日



《略式代執行後の跡地》 申立日：平成 29 年 5 月 9 日 予納金：453,773 円



《特定空家等》 申立日：平成 29 年 5 月 9 日 予納金：453,773 円



相続財産管理人報酬相当額：450,000 円
官報広告料：3,773 円

売却できた場合、売却費用から相続財産管理人への報酬を支払うため、予納金のうち 45 万円は返戻される。